

四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業設計業務プロポーザル 説明書

四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業設計業務に係るプロポーザル提出に関する詳細は下記のとおりです。

記

1. 業務概要

- 1) 業務名 四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業設計業務
- 2) 業務内容 四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業に係る一連の設計・監理業務
- 3) 履行期限 令和7年3月末まで（予定） ※基本設計業務
- 4) 発注者 学校法人 四国大学

2. 業務内容の説明

四国大学デジタル創生館（仮称）の新築工事（附帯外構工事を含む）及び既存情報メディア館（U館）の改修工事における、基本設計、実施設計、及び監理業務

3. プロポーザルの提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準

本プロポーザルは簡易公募型で実施し、本業務に対する考え方や実施体制等に関するプロポーザルの提出を受け、当該業務に適した設計者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、委託先に決定した場合でも、必ずしも調査表の提案内容に沿った設計が行われるものではありません。また、本プロポーザルは、工事施工業者を選定するものではありません。

本プロポーザルの評価は二段階とします。

（1）プロポーザルの提出者に要求される資格

四国大学では地元に着した取り組みを進めており、業務委託先の選定については、単体事務所にあつては徳島県内に主たる事業所を構える者（以下「地元事務所」という。）、設計共同体にあつては代表設計事務所が地元事務所であることとし、いずれの場合も、一級建築士は2名以上が要件です。

具体的には、以下の「1）に掲げる資格を満たしている単体事務所」又は、「2）に掲げる資格を満たしている設計共同体」であることとします。

また、参加表明書の受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

1) 単体事務所

- ① 地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定を準用し該当しないこと。
- ② 参加表明書の提出時点で徳島県による指名停止を受けていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等をしていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていないこと。
- ⑤ 徳島県暴力団排除条例（平成22年10月28日徳島県条例第40号）の規定に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

2) 設計共同体

- ①「1) 単体事務所」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。ただし、代表設計事務所を除く構成事務所については、1) ⑥の条件を除くものとする。
- ②構成事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。
- ③設計共同体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ④設計共同体の代表設計事務所は、構成事務所の中で、業務分担比率が最も大きい者とする。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒771-1192 徳島市応神町古川字戎子野123-1
学校法人 四国大学 総務・企画部 施設課
電話：088 (665) 9903 FAX：088 (665) 9994
E-Mail: shisetsu@shikoku-u.ac.jp

(2) スケジュール

公募の公表	令和 6年11月 8日 (金)
①参加表明書の提出期限 一次審査(非公開)の後	令和 6年11月18日 (月) 12時(正午)必着
②一次審査の結果通知(参加表明書審査)	令和 6年11月27日 (水) (予定)
③質疑提出期限	令和 6年12月 3日 (火) 12時(正午)必着
④質疑回答	令和 6年12月 6日 (金) (予定)
⑤技術提案書の提出期限	令和 6年12月25日 (水) 12時(正午)必着
⑥二次審査(ヒアリング審査)及び結果発表	令和 7年 1月 8日 (水) 午後(予定)
⑦二次審査の結果公表(大学HP)	令和 7年 1月中旬(予定)

(3) 委託先候補事務所の特定方法

①評価・選定に係る委員会等

審査は、一次審査と二次審査を実施し、それぞれ外部の学識経験者及び本学関係者等から構成する「四国大学デジタル創生館(仮称)等整備事業設計業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置して行います。

審査委員会の審査要領及び審査委員については、別に定めます。

②評価・選定方式

一次審査、二次審査とも審査要領等に基づき、書類審査の上決定します。

- ・一次審査では、参加申込者総数が5者以下の場合は、全ての参加申込者をヒアリング対象事業者とし、5者を超える場合には少なくとも5者を選定します。
- ・二次審査では、ヒアリング対象事業者に対し「調査表」の作成及び提出ならびにヒアリングへの出席を求めヒアリング審査を実施し、最も優れた提案を行った者(最優秀者)を委託先候補事務所として選定します。また、評価得点の順位が第2位の者(優秀者)を次点の委託先候補事務所とします。
- ・最高得点者の選出に際して、評価得点は順位点方式によるものとし、採点は、二次審査委員の個々の順位点、一次審査委員会の最終順位点、学生投票の順位点、及び教職員投票の順位点を加え、合計得点で行います。
- ・なお、二次審査で合計得点が同点となった場合は、一次審査の最終順位点が上位の者を選定します。

(4) 提出方法等

- ①提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限ります）又は電送してください。なお、電送の場合は、トラブルを防止するため初回電話確認をお願いします。
- ②質問は、文書（様式自由、A4判）を持参、郵送（書留郵便に限ります）又は電送することにより受け付けます。なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを併記してください。
質問に対する回答は、質問者に対しては電送するほか、閲覧に供します。
- ③閲覧は、四国大学HP上で、回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日までの間、関係者に閲覧に供します。
- ④一次審査で選定された者には、プロポーザル提出要請書を送付します。選定されなかった者には理由をつけて通知します。
- ⑤プロポーザルの提出先及び問い合わせ先は、上記4.（1）のとおりです。別途指示する必要部数を持参するとともに、PDFにより電送してください。
- ⑥参加表明書及びプロポーザルの作成等については、参加表明書作成要領及びプロポーザル作成要領のとおりです。

5. 業務委託契約の締結に関する事項

選定された委託先候補事務所とは、四国大学規程の委託料の範囲内で業務委託契約を締結します。何らかの事由により、当該事務所と契約に至らなかった場合には、次点の委託先候補事務所へ契約締結に向けての交渉を行うことがあります。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

6. 業務実施上の条件

- ①管理技術者（※）及び各主任担当技術者をそれぞれ1名配置すること。
※「管理技術者」とは、本業務の管理及び統轄を行う者を言う。以下同じ。
- ②管理技術者は一級建築士であり、参加表明書の提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条で定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- ③管理技術者及び意匠分野の主任担当技術者は、提出者（設計共同体の場合は代表設計事務所）の組織に所属していること（参加表明書提出日以前に提出者と3か月以上の雇用関係にあること。）。
- ④管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。
- ⑤意匠分野の主任担当技術者は、所定の期日までに必要な設計業務を遂行する時間的余力を有すること。
- ⑥主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ⑦業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が同様に徳島県による指名停止を受けていないこと。
- ⑧設計共同体で参加される場合又は再委託先を必要とする場合には、可能な限り地元企業の参画に配慮すること。

7. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円
- 2) 契約書作成の要否：要
- 3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4.（1）に同じです。
- 4) 無効となる参加表明書又はプロポーザル
参加表明書又はプロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には無効となることが

あります。

- ①提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
 - ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑥虚偽の内容が記載されているもの。
- 5) 受注資格の喪失
- 本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。
- 6) 非選定及び非特定理由の説明
- プロポーザルの提出者として選定されなかった者及びプロポーザルを提出した者のうちプロポーザルを特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- 7) 設計者の業務等
- ①特定されたプロポーザルの提出者と設計委託契約を締結します。なお契約対象となる設計内容は、プロポーザルの内容およびヒアリング内容に拘束されるものではありません。設計内容の決定については別途の協議によります。
 - ②業務内容は、別添仕様書に示すとおりです。実施設計については基本設計に基づき確定した内容により引き続き契約する予定です。
 - ③設計報酬は「国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）」等に準じて算出します。
- 8) その他
- ①受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及びプロポーザルの提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、プロポーザルを提出することはできません。
 - ②提出された参加表明書及びプロポーザルは、プロポーザルの提出者の選定及びプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - ③参加表明書及びプロポーザルに虚偽の記載をした場合には、参加表明書又はプロポーザルを無効とすることがあります。
 - ④提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがあります。
 - ⑤受領期限以降における参加表明書及びプロポーザルの差し替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及びプロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができません。
 - ⑥提出された参加表明書及び特定したプロポーザルは返却しません。特定しなかったプロポーザルは、プロポーザルの提出時に返却を希望した者に限り返却します。
 - ⑦プロポーザルの提出者として選定された者を公表することがあります。
 - ⑧提出されたプロポーザルは公正性、透明性、客観性を期するため公表することがあります。
 - ⑨プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできません。
 - ⑩一次審査で選定され二次審査に臨まれる事務所に対しては、それぞれ20万円を提案書作成費としてお支払いします。